

特定事業の選定について

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号 改正15年法律第132号）。以下、「PFI法」という）第6条の規定に基づく特定事業として、（仮称）岡崎げんき館整備運営事業を選定したので公表する。

また、PFI法第8条の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的評価の結果をあわせて公表する。

平成16年12月14日

岡崎市長 柴田 紘一

第1 特定事業の名称

(仮称) 岡崎げんき館整備運営事業

第2 評価の結果

(仮称) 岡崎げんき館整備運営事業(以下、「本事業」という。)について、市が直接実施する場合と民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業(以下、「PFI事業」という。)として実施する場合とを比較することにより、特定事業の選定における客観的評価を行った。

1 コスト算出による定量的評価

(1) 算出に当たっての前提条件

本事業を市が直接実施する場合の市の負担額とPFI事業として実施する場合の市の負担額との比較を行うに当たって、その前提条件を以下のとおり設定した。なお、これらの前提条件は市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案を制約するものではない。

項目	市が直接実施する場合	PFI事業として実施する場合
算定対象となる経費等	設計・建設費 維持管理・修繕費 運営費 支払利息 消費税 等	設計・建設費 維持管理・修繕費 運営費 支払利息 消費税 アドバイザー費 建中金利 法人税 保険料 モニタリング費用 その他
共通条件	・設計、建設期間：約1年半(平成18年6月～平成20年1月完成) ・維持管理、運営期間：約25年(平成20年3月～平成45年3月末) ・インフレ率：0パーセント ・割引率：4パーセント	

項目	市が直接実施する場合	PFI 事業として実施する場合
設計費	市の基準を基に積算	関係事業者からの参考見積りを基に算定した他、性能発注・包括発注による効率化及び民間事業者の創意工夫がされることにより想定される費用縮減を考慮して算定
建設費	市で作成したモデルプランについて、市の基準を基に積算	
維持管理・運営費	管理部門に市の職員等を配置するとともに、一部業務を外部に委託した場合を想定し、市内類似施設の実績及び関係事業者からの参考見積りを基に積算	
資金調達に関する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般財源：25 パーセント ・ 地方債：75 パーセント 	民間事業者が設計・建設等に必要資金を一定割合の出資金及び市中金融機関からの借入金によって調達する場合を想定するとともに、元本返済及び金利支払が可能となる返済期間を設定

(2) 定量的評価の結果

上記の前提条件の下で、市が直接事業を実施する場合と PFI 事業として実施する場合の市の財政負担額とを事業期間中において年度別に算出し、現在価値換算額で比較すると、PFI 事業として実施する場合には、市が直接実施する場合に比べて、市の財政負担額が約 7.7 パーセント削減できることが見込まれる結果となった。また、民間事業者に移転するリスクがあることを勘案すると、さらなるコストの削減が見込まれることになる。

2 PFI 事業として実施することの定性的評価

本事業を PFI 事業として実施する場合、民間資金を活用した選定事業者の経営力、技術力、運営力等による効果の定性的評価としては、次のとおり期待できることが見込まれる。

(1) 効率的な維持管理及び運営の実施

一括発注及び性能発注により、維持管理及び運営の方針と整合した施設的设计、及び建設を行うことができ、事業期間にわたり効率的かつ効果的に本事業が実施されることが期待できる。

(2) 公共サービスの向上

市場の原理を導入し、質と効率の双方を追及することにより、専門的な知識やノウハウを活用し、継続的な業務の改善が図られるとともに、多様な需要にも対応可能となるように市民へのサービス提供の向上が図られる。

(3) サービス水準の向上

選定事業者が有する専門的な知識や技術を活用することにより、利用者ニーズに応じた低廉で良質なサービスを提供することが可能になるとともに、サービス内容や維持管理及び運営について各方面への幅広い柔軟な対応が期待できる。

(4) リスク分担の明確化による安定した事業運営

市と選定事業者とが適正なリスク分担を行うことにより、本事業に内在するリスクに対し、適切なリスク管理や問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になると考えられる。

(5) 健全で安定的な事業運営の実現

要求水準書に基づく事業を定期的な監視を行うことにより、安定的なサービス水準の確保を図ることができる。

(6) 財政の計画的運用

PFI 事業として実施する場合は、選定事業者がプロジェクトファイナンスを組むことにより、サービスの供用が開始されるまでは公共に支出負担が発生せず、供用開始後の支払いについても長期間にわたって平準化されるメリットがある。

3 総合的評価

以上のことから、本事業を PFI 事業として実施することにより、市が自ら実施した場合と比較して、定量的評価において財政負担額の削減が達成でき、定量化できない多くの定性的評価においてもその効果が期待できる。

また、実施方針公表後によせられた意見の結果からみる民間事業者の動向などからも十分に効果が期待できるものと判断されるため、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると認め、ここに PFI 法第 6 条に基づく特定事業として選定する。